

雇調金拡充 大企業にも

売り上げ3割減で最大100%助成

新型コロナウイルスの影響で仕事が減り、働き手の雇用を維持したまま休業手当を払った企業を支援する雇用調整助成金（雇調金）

の特例措置の延長・拡充が発表された。これまでの措置の延長に加え、売り上げが減った大企業への助成率を最大100%に拡充する方針も新たに示された。

雇調金は、企業が働き手を休ませた時に払う休業手当の費用を助成する制度。これまで2月末が期限としてきた新型コロナウイルス対応の特例措置では、働き手1人あたりの上限額を1日1万5千円とした上で、助成率を中小企業なら最大100%

に引き上げたほか、大企業でも緊急事態宣言の対象地域で営業時間の短縮に応じた飲食店などは、最大100%に引き上げてきた。

政府が22日に発表した方針では、これらの措置を「緊急事態宣言解除の翌月末」まで延長。さらに厚労省によると、大企業でも緊

急事態宣言の対象地域かどうかや飲食業かどうかに関わらず、直近3カ月間の月平均の売上高が前年か前々年よりも3割以上減った場合などは、助成率を最大100%に拡充する。

一方、政府はその後の段階的な縮小方針も示した。緊急事態宣言が解除された翌々月から2カ月間は、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則として上限を1万3500円とし、中小企業の助成率を最大90%とする。ただ、感染が拡大している地域や売上高が3カ月間の月平均で3割減となっている企業には、現行の特例を維持する予定だ。

今の緊急事態宣言は2月7日までの予定のため、延長されなければ、現行の水準の特例措置は3月末までとなり、4月から段階的な縮小が始まることになる。

また政府は、休業手当を受け取れない中小企業の働き手が個人で国に申請できる「休業支援金」も同様に

延長した。段階的な縮小後は、1日あたりの上限額を現行の1万1千円から9900円とする方針。

田村憲久厚労相は25日の衆議院予算委員会で今回の延長・拡充について、新型コロナウイルスの影響が長引いていることを挙げ、「大企業でも解雇の動きが現実味を帯びてきている。踏みとどまっていればと決定した」と説明した。（吉田貴司）